

保育・教育施設への給付費算定誤りによる未払いについて

横浜市では、市内に居住する児童が利用する、市内外の保育・教育施設（保育所、幼稚園等）に対して、施設の運営経費として給付費の支払いを行っています。

このたび、一部の加算の計算方法の誤りにより、市内の幼稚園及び保育所に対して、本来の金額よりも少ない給付費を支給していたことが判明しました。

1 経緯

令和8年3月10日	市内幼稚園Aの請求をサポートしている企業より、給付費の加算の一つである「チーム保育加配加算」の算定人数について、本市の計算に誤りがあるのではないかとメールにて問合せ
令和8年3月12日	上記企業に対し、調査を行い、訂正や修正が必要な場合は改めてお知らせする旨を連絡
令和8年3月19日	制度内容の精査、過去の給付費の調査を行った結果、本市の計算に誤りがあり、未払いとなっている金額が発生していたことが判明
令和8年3月19日～	市内幼稚園の過去の未払い金額の調査に着手
令和8年3月～	8年度の申請様式の検討及び作成、修正作業
令和8年5月28日	幼稚園Aに対し、過去の計算に誤りがあったため、金額や再請求の手続きについて改めて案内する旨を説明
令和8年8月	市内幼稚園の過去の未払い金額の調査が完了

2 未払いの状況

(1) チーム保育加配加算（幼稚園）

令和4年度から令和7年度の給付費について、延べ62園、合計136,875,660円の未払いがありました。なお、時効の発生している給付費はありません。また、令和8年度分については様式を修正しています。

【詳細】

4年度	17園	不足額	33,548,510円
5年度	11園	不足額	17,113,080円
6年度	16園	不足額	36,019,590円
7年度	18園	不足額	50,194,480円
合計不足額			136,875,660円

(2) チーム保育推進加算（保育所）

当該加算においても令和5年度から令和8年9月分まで給付費の計算式に誤りがありましたが、施設からの申出により適用の可否を判断する要件があるため、本市では現時点で対象施設及び支給額を特定することができません。今後、施設からの追加請求の申出に基づき差額を支給します。なお、時効の発生している給付費はありません。また、令和8年10月分から様式を修正します。

3 原因

今回、給付費のうち一部の加算額を算定する際の計算式の端数処理に誤りがあったため、給付費の未払いが発生しました。

(1) チーム保育加配加算（幼稚園）

令和4年度に、施設が使用するエクセルの申請様式を更新した際、本来変更する必要のない計算式の端数処理を誤って変更してしまいました。また、令和4年度の途中から給付費の申請システムに切り替えましたが、システムへの移行においても計算式を誤ったまま実装してしまいました。

(2) チーム保育推進加算（保育所）

令和5年度の国の制度改正の見落としにより、端数処理の計算がシステム上の様式に反映されていませんでした。

4 対応の状況

チーム保育加配加算については、未払いの金額がある幼稚園に対し、9月17日にメール及びシステムを通じてお知らせしました。今後、各園からの追加請求により差額の支払いを行います。

また、チーム保育推進加算については、全保育所に対し、今回の事案について9月17日にメール及びシステムを通じてお知らせしました。今後、追加請求の申出があった保育所に対して差額の支払いを行います。

5 再発防止策

今後の制度改正等の対応においては、複数職員で相互確認を行いながら改正内容を正確に把握・整理し、システムの様式への反映を適切に実施することを徹底します。

また、システムの構築や改修にあたっては、事前確認環境において十分な動作検証を実施した上で本番環境へ反映するとともに、実際の算定結果が適正であるかを複数職員で確認するよう改めて周知徹底を図ります。

お問合せ先
保育・教育給付課長 坂東 Tel 045-671-0201